

## 市第 106 号議案

### 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更 の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について  
次のように認可する。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成 17  
年 3 月 24 日議決）の一部を次のように変更する。

第 11 項中「第 13 項まで」を「第 16 項まで」に改め、第 15 項中「第  
9 項」を「第 11 項」に改め、第 21 項を削り、第 20 項第 1 号ア及びイ  
を次のように改める。

ア 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する  
診断書その他記載事項がこれらに類するもの

1 通 9,900 円

イ 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの

1 通 6,600 円

第 20 項第 1 号ウ及び第 2 号ア中「2,750 円」を「4,400 円」に改  
め、同号イ中「1,100 円」を「2,200 円」に改め、同項第 4 号中「  
第 10 項から第 13 項まで」を「第 12 項から第 16 項まで」に改め、同項  
を第 21 項とし、第 19 項を第 20 項とし、第 18 項第 1 号ア(ウ)中「17,600  
円」を「19,800 円」に改め、同号ア(エ)中「14,300 円」を「16,500 円  
」に改め、同号ア(オ)中「9,900 円」を「11,000 円」に改め、同号ア  
(カ)中「6,600 円」を「7,700 円」に改め、同号イ中「3,300 円」を  
「4,400 円」に改め、同項第 2 号ア(ア)中「41,800 円」を「48,400 円

」に改め、同号ア(イ)中「27,500円」を「31,900円」に改め、同号ア(ウ)中「20,900円」を「24,200円」に改め、同号ア(エ)中「16,500円」を「18,700円」に改め、同号ア(オ)中「12,100円」を「14,300円」に改め、同号イ中「8,800円」を「9,900円」に改め、同号に次のように加える。

ウ 4人室 1,870円

第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 日本国籍を有しておらず、かつ、日本国内において有効な公的医療保険に加入していない患者の診療

第11項により算出された額に2.0を乗じて得た額

第25項を第26項とし、第24項を第25項とし、第23項を第24項とし、第22項を第23項とし、同項の前に次の1項を加える。

22 病院の駐車場の使用料

1時間までごと 500円

### 提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について認可したいので、地方独立行政法人法第23条第2項の規定により提案する。

## 参考

## 公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可

(抜粋)

$$\left( \begin{array}{c} \text{上段} \\ \text{下段} \end{array} \frac{\text{変更案}}{\text{現行}} \right)$$

11 一般診療（次項から第16項までに掲げる診療以外の診療をいう。以下同じ。）

次に掲げる算定方法又は基準（以下「算定方法等」という。）により算定した額。ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により消費税を課されない一般診療以外的一般診療を受けるときは、当該算定した額に1.1を乗じて得た額（第1号から第3号まで省略）

15 自動車損害診療（自動車（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第2条第1項に規定する自動車をいう。）の運行（同条第2項に規定する運行をいう。）により身体を害された者に係る当該運行による身体の傷害に関する診療（健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は療養として行われる診療を除く。）をいう。）

$\frac{\text{第11項}}{\text{第9項}}$ により算出された額に2.0を乗じて得た額

16 日本国籍を有しておらず、かつ、日本国内において有効な公的医療保険に加入していない患者の診療

第11項により算出された額に2.0を乗じて得た額

$\frac{17}{16}$  （本文省略）

$\frac{18}{17}$  （本文省略）

$\frac{19}{18}$  選定療養として特別の病室の提供を受ける場合の1日当たりの使用料

(1) 横浜市立大学附属病院

ア 1人室

((ア) 及び(イ)省略)

(ウ)	C室	19,800円 17,600円
(エ)	D室	16,500円 14,300円
(オ)	E室	11,000円 9,900円
(カ)	F室	7,700円 6,600円
イ	2人室	4,400円 3,300円

(2) 横浜市立大学附属市民総合医療センター

ア 1人室

(ア)	A室	48,400円 41,800円
(イ)	B室	31,900円 27,500円
(ウ)	C室	24,200円 20,900円
(エ)	D室	18,700円 16,500円
(オ)	E室	14,300円 12,100円
イ	2人室	9,900円 8,800円
ウ	4人室	1,870円

20  
19 (本文省略)

21  
20 診断書等の交付手数料

(1) 診断書

ア 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する  
生命保険、自動車損害賠償責任保険、傷害保険及び簡易保  
る診断書その他記載事項がこれらに類するもの  
險に関する診断書

1通 9,900円  
7,700円

イ 年金に関する診断書その他記載事項がこれに類するもの  
各種年金又は身体障害者に関する診断書その他の記載事項

がアに掲げる診断書に類するもの

1 通  $\frac{6,600 \text{ 円}}{5,500 \text{ 円}}$

ウ その他の診断書

1 通  $\frac{4,400 \text{ 円}}{2,750 \text{ 円}}$

(2) 証明書

ア 医師の診断を必要とする証明書

1 通  $\frac{4,400 \text{ 円}}{2,750 \text{ 円}}$

イ その他の証明書

1 通  $\frac{2,200 \text{ 円}}{1,100 \text{ 円}}$

(第3号省略)

(4) 第12項から第16項までに掲げる診療を受ける者が診断書等の  
第10項から第13項まで  
交付を求める場合において、別に定めがあるときは、前3号に  
かかわらず、その額

21 病院の駐車場の使用料

(1) 駐車時間30分を超えて3時間まで 310 円

(2) 3時間を超えて1時間までごと 200 円

22 病院の駐車場の使用料

1時間までごと 500 円

23 (本文省略)  
22

24 (本文省略)  
23

25 (本文省略)  
24

26 (本文省略)  
25

地方独立行政法人法(抜粋)

(料金)

第23条 地方独立行政法人は、その業務について料金を徴収すると

きは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。